

京都市告示第 88 号

京都市市街地景観整備条例第 43 条第 1 項の規定による、地域景観づくり協議会であることの認定をしましたので、同条第 3 項の規定に基づき、告示します。

平成 24 年 6 月 1 日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

先斗町まちづくり協議会

2 代表者の氏名及び住所

山本 訓三

京都府京都市中京区三条河原町下ル大黒町 55 番

3 主たる事務所の所在地

京都府京都市中京区先斗町通四条上ル下樵木町 207 番地

事務局長 神戸 啓

4 活動の対象区域

京都市中京区橋下町，若松町，梅之木町，松本町，柏屋町，材木町，下樵木町，鍋屋町，石屋町の一部

5 活動の目的

先斗町区域における町並み景観の維持保全

(都市計画局都市景観部景観政策課)